

総務省

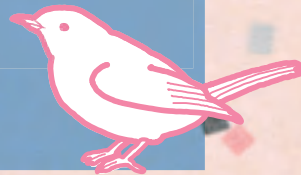
みなさんと総務省を結ぶ情報誌

Ministry of
Internal Affairs and
Communications

MIC

4月号
2015 April
No.172

特集
平成27年
国勢調査が
変わります！



MIC FOCUS

第18回




統一地方選挙

地方のかがやき

湧水と歴史のあるまち

山梨県都留市



- 02 MIC CLOSE UP!!
ふるさと納税制度が拡充されました
- 04 特集
平成 27 年
国勢調査が変わります!
スマート国勢調査!
- 10 MIC FOCUS
第 18 回 **統一地方選挙**
- 14  連載第 2 回 太田直樹総務大臣補佐官対談
浜松信用金庫 理事長
御室 健一郎氏
- 16 MIC NEWS 01
統計におけるオープンデータの
高度化
- 18 MIC NEWS 02
「移住・交流情報ガーデン」が
オープンしました。 
- 20 MIC NEWS 03
平成 27 年 4 月 1 日から
行政手続法が改正されました!!
- 22 MIC NEWS 04
平成 27 年 4 月 1 日より
携帯&タブレット端末等の修理事業に登録制導入!!
- 24 地方のかがやき
湧水と歴史のあるまち
山梨県 都留市 



ふるさと納税制度が 拡充されました

全額^(※)控除される ふるさと納税枠の目安 (拡充後)

(※) 2,000円を除く
● 給与所得者のケース
(給与収入のみ。住宅ローン控除等を受けていない方。)
(単位: 円)

ふるさと納税をした方の家族構成 (例)	ふるさと納税をした方の家族構成 (例)		
	独身	夫婦	夫婦 +子2人 (大学生と高校生)
300万円	31,000	23,000	4,000
400万円	46,000	38,000	17,000
500万円	67,000	59,000	33,000
600万円	84,000	76,000	53,000
700万円	118,000	108,000	75,000
800万円	141,000	131,000	109,000
900万円	164,000	154,000	132,000
1,000万円	188,000	179,000	157,000
1,100万円	224,000	215,000	183,000
1,200万円	252,000	242,000	209,000
1,300万円	330,000	269,000	246,000
1,400万円	362,000	350,000	273,000
1,500万円	394,000	382,000	355,000

* 「夫婦」は、ふるさと納税をした方の配偶者に収入がなく、控除対象扶養親族がいないケースを指します。
* 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。
* あくまで給与所得者の場合の目安であり、正確な計算は、お住まいの市区町村にお尋ねください。

ふるさと納税とは

ふるさと納税は、都道府県又は市区町村にふるさと納税(寄附)をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限(左記、目安参照)まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される仕組みです。自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象になります。
平成27年度税制改正により、ふるさと納税制度について以下の拡充が行われました。

ふるさと納税枠(控除上限額)の拡大

寄附金のうち、2千円を超える部分が全額控除されるふるさと納税枠が、現行の約2倍に拡充されました。
(H27.1.1以降の寄附から対象)

年収	全額 ^(※) 控除されるふるさと納税枠の目安 (※) 2,000円除く	
	拡充前	拡充後
300万円	12,000円	→ 23,000円
500万円	30,000円	→ 59,000円
700万円	55,000円	→ 108,000円

* 給与所得者、夫婦^(※)の場合
(※)ふるさと納税をした方の配偶者に収入がなく、控除対象扶養親族がいないケース。

手続の簡素化(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設)

確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合で確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税(寄附)をする際にふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み(ふるさと納税ワンストップ特例制度)が創設されました。
(H27.4.1以降の寄附から適用)

